

今後の有害大気汚染物質対策のあり方に対する 意見の募集について



中央環境審議会大気・騒音振動部会有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会が、今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第 11 次報告案)(トリクロロエチレンに係る健康リスク評価について(案))を取りまとめました。

有害大気汚染物質の低濃度長期曝露による健康影響を未然に防止する観点から、トリクロロエチレンの環境基準設定に当たっての指針として、年平均値 0.13 mg/m³以下の環境濃度が提案されました。環境省では、報告案について、平成 30 年 7 月 6 日から平成 30 年 8 月 5 日までの間、意見の募集(パブリックコメント)を実施しました。

背景

大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質の一つであるトリクロロエチレンの大気環境基準は、平成 8 年の中央環境審議会答申を踏まえ、平成 9 年に年平均値 0.2 mg/m³以下として設定されました。

その後、平成 26 年に国際がん研究機関(IARC)がトリクロロエチレンの発がん分類をグループ 2A(ヒトに対しておそらく発がん性がある)から 1(ヒトに対して発がん性がある)に見直したこと等を踏まえ、中央環境審議会大気・騒音振動部会有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会において、現行のトリクロロエチレンの大気環境基準の再評価に関する審議を進め、今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第 11 次報告案)(トリクロロエチレンに係る健康リスク評価について(案))を取りまとめました。

当社では、大気汚染防止法における分析について実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 [2018 年 7 月 6 日付 環境省報道発表資料](#)

分析技術箇所 織田美里